

津波防災地域づくりと砂浜保全のあり方に関する懇談会

設置趣旨

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえて津波防災地域づくり法（平成 23 年）が成立し、全国で地域づくりと一体となった津波対策が進められることとなった。現在、最大クラスの津波浸水想定が 32 道府県※で公表されてきた一方で、推進計画の作成は 9 市町※、津波災害警戒区域の指定は 6 府県※という状況であり、海岸堤防等の整備を含む地域と一体となった津波防災地域づくりをさらに重点的に進めて行く必要がある。

一方、砂浜の保全に必要な海岸侵食対策については、国土保全という観点から重要な施策であるにもかかわらず、海岸の延長が長大であることから、十分なモニタリングができていない。現場では顕著な侵食が発生してから対処するという対応となっており、短期、長期の変化に適応した効果的な砂浜の保全対策が必要となっている。

また、砂浜は、海岸環境や優れた景観の保全、海岸の利用などのニーズを有しており、最近では観光立国や海辺の地域の生活を支える重要な場として、積極的に活用していこうとする動きも見られることから、砂浜の保全が重要となってきた。

このような海岸を巡る情勢等を踏まえ、今後の津波防災地域づくりや砂浜保全のあり方と、これを支える技術開発の展望、政策の方向性等について検討する場として、「津波防災地域づくりと砂浜保全のあり方に関する懇談会」を設置する。

※平成 29 年 8 月末現在

平成 29 年 9 月 6 日